

令和5年度

## 自転車安全整備士問題

公益財団法人 日本交通管理技術協会

## 令和5年度A問題

問題は、問1から問50まであります。各問とも解答は、正しいものには、マークシートの「○」の箇所、誤っているものには、「×」の箇所をHBの黒鉛筆または、シャープペンシルで塗りつぶすこと。

- 問1 TSマークに付帯する傷害保険では、TSマークが貼付されている自転車に搭乗中の人、事故によって事故の日から180日以内に死亡又は重度後遺障害（自動車賠償責任保険の後遺障害等級の第1級から第4級までをいう。）を被った場合、一律に緑色TSマークは50万円、赤色TSマークは100万円、青色TSマークは30万円が支払われる。
- 問2 TSマーク付帯保険の支払いを受けられる者は、自転車の所有者である必要はなく、所有者から借用して搭乗している人も支払対象者に含まれる。
- 問3 TSマーク付帯保険の支払いの対象となる事故は、道路上で起きた交通事故に限られ、スーパーの駐車場や通常自転車が通行することができない公園は含まれない。
- 問4 TSマーク付帯保険の賠償責任補償は、同居の親族・同乗者に対する賠償事故及び対物損害も対象としている。
- 問5 自転車の中には、ブレーキやベルの装置のないものや故障または整備されていないなど、不備があるまま使用されていることがある。安全に運転するためには、整備された自転車に乗ること、そのためには、自転車の手入れや簡単な修理ができるようにしておくことが必要である。
- 問6 道路交通法は、過労、病気、薬物その他の理由により正常な運転ができない状態で自動車を運転することを禁止している。自転車の場合も、自動車と同じように過労、病気、薬物その他の理由により正常な運転ができない状態で運転することを禁止している。
- 問7 児童又は幼児を保護する責任のある者は、児童又は幼児が自転車を運転するときは、当該児童又は幼児に乗車用ヘルメットを必ずかぶらせなければならない。
- 問8 自転車は、「一時停止」の標識のあるところであっても、自動車と異なり、安全を確かめれば一時停止をしなくてもよい。

- 問9 自動車は、交差点又はその付近において緊急自動車が近づいてきたときは、交差点を避けて原則として道路の左側に寄って一時停止しなければならないが、自転車の場合は、徐行すればよい。
- 問10 防犯登録は、自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律により、努力義務化されている。
- 問11 自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律では、「自転車等を利用する者は、自転車等駐車場以外の場所に自転車等を放置してはならない。」として、自転車利用者の責務を定めている。
- 問12 自転車安全整備店としての登録を受けるには、自転車安全整備士の資格を有する者が勤務していれば、自転車店の店主が自転車安全整備士の資格を有していなくてもよい。
- 問13 T S マークの更新の場合の付帯保険の開始日については、保険の有効期間満了日の前一月間の「更新期間」の間に更新すれば、前の保険の満了日の翌日となる。
- 問14 自転車安全整備店は、T S マークを取り扱うことができる自転車店として、公益財団法人日本交通管理技術協会の登録を受けている自転車店で、5年ごとに登録更新を受けなければならない。
- 問15 T S マーク付帯保険の支払いの対象となる事故には、業務中の事故は含まれない。
- 問16 普通自転車の点検整備マニュアルにおけるブレーキの点検項目は、ブレーキの大きな遊び、ブレーキレバーの固すぎ、ブレーキレバーの戻り不良、ブレーキの片利き、片当たり、ブレーキの利きすぎ、ブレーキブロックの取り付け位置のずれ及び摩耗の6点である。
- 問17 普通自転車のブレーキレバーの位置は、サドルとハンドルを運転者に適応した位置に調節した自転車に通常の乗車姿勢に乗車した運転者の頭頂部より下方にする。
- 問18 タイヤのサイドウォールに「700×32C」とあるタイヤはHEタイヤで仏式サイズ表示である。

- 問19 ワイヤカッタ、ニッパ、プライヤは、自転車安全整備店が備え付ける工具であるが、この中でブレーキワイヤを切断する際、最も適している工具は、ワイヤカッタである。
- 問20 スポーク張力計（スポークテンションメーター）は、適正な事業所の基準で定める工具に含まれる。
- 問21 普通自転車は、フレーム、サドル、リムなどの車体・車輪部の部品、ギヤクランク、チェーンなどの駆動・制動部の部品、ハンドル、ブレーキなどの操縦部の部品、反射器材、警音器などの安全付属部の部品又はこれらと同等の機能を有するものによって構成されている。
- 問22 普通自転車の車輪を点検する場合、スポークの張力の緩いものは、締め付ける等して、張力の著しいばらつきがないように調節する。
- 問23 普通自転車の尾灯の性能については、自転車に備え付けられた場合において、夜間後方100mの距離から、その灯光を容易に確認できることとされている。
- 問24 普通自転車の警音器（ベル）の性能を点検する場合、10m離れた位置でよく聞こえ、かつ、適切な音質のものであることを確認する。
- 問25 普通自転車を点検整備する場合、普通自転車の点検整備基準に示す部品構成表に掲げる部品等で構成されていることを目視により確認し、不足又は破損している場合は、普通自転車の点検整備基準の構造及び性能の基準等に適合する部品を補充する。
- 問26 前ホークシステムとハンドルシステムの固定を調べるには、自転車の前から両脚で車輪を挟み、両手でハンドルバーを握って水平方向に左右に回したときに、動かないか確認する。
- 問27 普通自転車の車体の大きさは、道路交通法令では、長さ190cm、幅65cmを超えないこととされており、また、車体の構造の要件の1つとして歩行者に危害を及ぼすおそれがある突出部がないこととされている。
- 問28 普通自転車のリヤリフレクタの有効反射部は、その光軸が自転車の進行方向に対し、平行に取り付けられ、上下左右に5°以上の傾きがあってはならず、反射部全面が後方より容易に見えることを確認する。

- 問29 普通自転車の部品の取付けを点検する場合、チェーンは、ギヤクランクを逆方向に回転させて確認し、必要な場合は整備する。
- 問30 普通自転車の制動性能は、乾燥した平坦な舗装道路において、走行速度が10km/hのとき、制動操作を開始した場所から3m以内の距離で、円滑に停止させる性能を有することとされている。
- 問31 普通自転車のブレーキレバーは、手を用いて容易に操作できる位置にあることが求められる。また、後写鏡を装備する場合は、運転操作を妨げず、かつ、歩行者等に危害を及ぼさないよう装備されていることが求められる。
- 問32 駆動補助機付自転車の点検整備基準においては、電動機以外の原動機を備えていないこととされている。
- 問33 駆動補助機付自転車は、発進、加速、定速（定常）、減速、惰行及び停止の各運転態様を組み合わせる場合、各運転態様のつながりが円滑で、時間応答性が速やかでなくてはならない。
- 問34 自転車は、沢山の部品がねじで結合されて組み立てられているので、走行中の細かい振動でこれらのねじが緩むと、各部が正しい位置に保たれなくなったり、ベアリング部が緩んだりするので、ねじはより強く締めるほうがよい。
- 問35 駆動補助機付自転車の電源スイッチ、電池、人力及び車速の測定手段、原動機及びその制御手段並びにそれらを結ぶ配線類は、外部から容易に部品交換ができない構造でなければならない。
- 問36 自転車安全整備店に自転車安全整備士がいなくなった場合、登録の効力が失われる。
- 問37 自転車安全整備店は、TSマークを貼付した際は、TSマーク付帯保険加入書（お客様用）をTSマーク保険加入者に交付するとともに、同加入書（店舗用）を交付の日から3年間保管しなければならない。
- 問38 一輪車には、長さ190センチメートル、幅60センチメートルのいずれも超えない場合にはTSマークを貼付することができる。

- 問39 自転車安全整備士は、自転車の安全利用の指導について、専門的な知識と技能を持つ必要はない。
- 問40 TSマーク付帯保険の有効期間は、TSマークに記載された点検基準日から1年間である。TSマークには、点検基準日及び自転車安全整備士の登録番号を記載しなければならない。
- 問41 自転車に荷物を積むときは、視野を妨げるなど運転の支障となったり、片寄って自転車の安定が悪くならないよう、前カゴや荷台に固定するとともに、歩行者などの迷惑にならないように注意する。
- 問42 自転車が、信号機や道路標識・標示、その他の交通状況によって、徐行したり、停止したりする場合には、静かに前輪のブレーキをかけてスピードを加減するようにする。みだりに急ブレーキをかけると、後から来る車に衝突されたり、スリップして転倒したりする危険があるから注意する。
- 問43 自転車は、著しく歩行者の通行を妨げる場合を除き、道路の中央から左の部分に設けられた路側帯を通行することができるが、白の二本線の標示のある路側帯を通行することはできない。
- 問44 警察官が手信号や灯火による信号により交通整理を行っている場合、この手信号や灯火による信号が信号機の信号と違っていても、その警察官の信号に従わなければならない。
- 問45 駆動補助機付普通自転車は、道路標識等により普通自転車が通行することができるのとされている歩道であっても、駆動補助機が付いているため通行することはできない。
- 問46 普通自転車が歩道を通行できるときでも、歩行者が優先である。歩行者の通行を妨げることとなるときには、一時停止しなければならない。
- 問47 自転車は、信号機のある交差点を右折する場合、対面する信号が赤や黄色であっても、右折用の青の矢印が表示されていれば、自動車と同じ方法で右折することができる。
- 問48 夜間、自転車のライト（前照灯）を点灯して走行するのは、自分の進行方向を照らすためだけではなく、他の人や車両等に自転車が走っていることを知らせるためのものでもある。

問49 自動車の運転者は、ぬかるみ又は水たまりを通行するときは、泥土、汚水等を飛散させて他人に迷惑を及ぼすことがないようにしなければならないが、自転車の運転者にはその義務までは課されていない。

問50 道路交通法に定める自転車運転者講習の対象となる危険行為には「信号無視」「ブレーキ不良自転車運転」「酒酔い運転」などがあるが、「通行区分違反」もその対象である。

## 令和5年度B問題

問題は、問1から問50まであります。各問とも解答は、正しいものには、マークシートの「○」の箇所、誤っているものには、「×」の箇所をHBの黒鉛筆または、シャープペンシルで塗りつぶすこと。

- 問1 自転車に乗車して信号機のない交差点を右に曲がる時は、後方の安全を確かめ、交差点の中心を通るなど最短距離で交差点の向こう側まで進むようにする。
- 問2 自転車は、「一時停止」の標識のあるところでは、一時停止をして、安全を確かめなければならない。
- 問3 TSマーク付帯保険の支払いの対象となる事故には、業務中の事故は含まれない。
- 問4 普通自転車の部品の取付けを点検する場合、チェーンは、ギヤクランクを正・逆方向に回転させて確認し、必要な場合は整備する。
- 問5 道路交通法に定める自転車運転者講習の対象となる危険行為には「信号無視」「ブレーキ不良自転車運転」「酒酔い運転」などがあるが、「通行区分違反」はその対象ではない。
- 問6 自転車の中には、ブレーキやベルの装置のないものや故障または整備されていないなど、不備があるまま使用されていることがある。安全に運転するためには、整備された自転車に乗ること、そのためには、自転車の手入れや簡単な修理ができるようにしておくことが必要である。
- 問7 普通自転車のブレーキレバーの位置は、サドルとハンドルを運転者に適応した位置に調節した自転車に通常の乗車姿勢に乗車した運転者の肩より下方にする。
- 問8 自転車安全整備士は、自転車の点検整備と安全利用の指導について専門的な知識と技能を持っていなければならない。
- 問9 普通自転車のブレーキレバーは、手を用いて容易に操作できる位置にあることが求められる。また、後写鏡を装備する場合は、後方の安全確認が容易にできる位置にあればよい。

- 問10 普通自転車のリヤリフレクタの有効反射部は、その光軸が自転車の進行方向に対し、平行に取り付けられ、上下左右に10°以上の傾きがあってはならず、反射部全面が後方より容易に見えることを確認する。
- 問11 TSマーク付帯保険の支払いの対象となる事故は、道路上で起きた交通事故だけに限られず、スーパーの駐車場や通常自転車が通行することのできる公園も含まれる。
- 問12 駆動補助機付自転車の電源スイッチ、人力及び車速の測定手段、原動機及びその制御手段並びにそれらを結ぶ配線類は、外部から容易に改造のできない構造でなければならない。
- 問13 自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律では、「自転車等を利用する者は、自転車等駐車場以外の場所に自転車等を放置してはならない。」として、自転車利用者の責務を定めている。
- 問14 普通自転車の尾灯の性能については、自転車に備え付けられた場合において、夜間後方100mの距離から、その灯光を容易に確認できるととされている。
- 問15 警察官が手信号や灯火による信号により交通整理を行っている場合、この手信号や灯火による信号が信号機の信号と違っていても、その警察官の信号に従わなければならない。
- 問16 駆動補助機付自転車のペダルに踏力が加わっていないときは、補助力が作動しないことが求められている。
- 問17 自転車安全整備店は、TSマークを貼付した際は、TSマーク付帯保険加入書（お客様用）をTSマーク保険加入者に交付するとともに、同加入書（店舗用）を交付の日から1年間保管しなければならない。
- 問18 駆動補助機付自転車は、発進、加速、定速（定常）、減速、惰行及び停止の各運転態様を組み合わせる走行させた場合、各運転態様のつながりが円滑であれば、時間応答性は速やかでなくてもよい。

- 問19 TSマークに付帯する傷害保険では、TSマークが貼付されている自転車に搭乗中の人が、事故によって事故の日から180日以内に死亡又は重度後遺障害（自動車賠償責任保険の後遺障害等級の第1級から第7級までをいう。）を被った場合、一律に緑色TSマークは50万円、赤色TSマークは100万円、青色TSマークは30万円が支払われる。
- 問20 普通自転車の警音器(ベル)の性能を点検する場合、10m離れた位置でよく聞こえ、かつ、適切な音質のものであることを確認する。
- 問21 ワイヤカッター、ニッパ、プライヤは、自転車安全整備店が備え付ける工具であるが、この中でブレーキワイヤを切断する際、最も適している工具は、ワイヤカッターである。
- 問22 TSマークの更新の場合の付帯保険の開始日については、保険の有効期間満了日の前1か月間の「更新期間」の間に更新すれば、前の保険の満了日の翌日となる。
- 問23 自動車の運転者は、ぬかるみ又は水たまりを通行するときは、泥土、汚水等を飛散させて他人に迷惑を及ぼすことがないようにしなければならないが、自転車の運転者も同じである。
- 問24 普通自転車の車体の大きさは、道路交通法令では、長さ200cm、幅60cmを超えないこととされており、また、車体の構造の要件の1つとして歩行者に危害を及ぼすおそれがある突出部がないこととされている。
- 問25 自転車が、信号機や道路標識・標示、その他の交通状況によって、徐行したり、停止したりする場合には、静かに前輪のブレーキをかけてスピードを加減するようにする。みだりに急ブレーキをかけると、後から来る車に衝突されたり、スリップして転倒したりする危険があるから注意する。
- 問26 自転車安全整備店に自転車安全整備士がいなくなった場合、登録の効力が失われる。
- 問27 普通自転車は、フレーム、サドル、リムなどの車体・車輪部の部品、ギヤクランク、チェーンなどの駆動・制動部の部品、ハンドル、ブレーキなどの操縦部の部品、反射器材、警音器などの安全付属部の部品又はこれらと同等の機能を有するものによって構成されている。

- 問28 普通自転車の制動性能は、乾燥した平坦な舗装道路において、走行速度が15km/hのとき制動操作を開始した場所から5m以内の距離で、円滑に停止させる性能を有することとされている。
- 問29 普通自転車は、道路標識等により普通自転車が通行できるとできるとされている歩道を通行することができる。この場合、歩行者の通行を妨げることとなるときは、ベルを鳴らして歩行者に注意を喚起し、徐行しなければならない。
- 問30 自転車は、信号機のある交差点を右折する場合、対面する信号が赤で、右折用の青の矢印が表示されていても、自動車と同じ方法で右折することはできない。
- 問31 普通自転車の点検整備マニュアルにおけるブレーキの点検項目は、ブレーキの大きな遊び、ブレーキレバーの固すぎ、ブレーキレバーの戻り不良、ブレーキの片利き、片当たり、ブレーキの利きの甘さ、ブレーキブロックの取り付け位置のずれ及び摩耗の6点である。
- 問32 自転車安全整備店としての登録を受けるには、自転車安全整備士の資格を有する者が勤務していれば、自転車店の店主が自転車安全整備士の資格を有していなくてもよい。
- 問33 自転車は、交差点又はその付近において緊急自動車が近づいてきたときは、交差点を避けて道路の左側に寄って一時停止しなければならない。しかし、一方通行の道路で左側に寄ると、かえって緊急自動車の通行を妨げる場合は、右側に寄る。
- 問34 防犯登録は法律で登録することが義務付けられているが、防犯登録がなされていない普通自転車にも、防犯登録とは制度が異なることから、TSマークを貼付することはできる。
- 問35 普通自転車の車輪を点検する場合、スポークの張力の緩いものは、締め付ける等して、張力の著しいばらつきがないように調節する。
- 問36 駆動補助機付自転車の点検整備基準においては、電動機以外の原動機を備えていてもよいとされている。
- 問37 一輪車には、長さ190センチメートル、幅60センチメートルのいずれも超えない場合であってもTSマークを貼付することができない。

- 問38 児童又は幼児を保護する責任のある者は、児童又は幼児が自転車を運転するときは、当該児童又は幼児に乗車用ヘルメットをかぶらせるよう努めなければならない。
- 問39 T S マーク付帯保険の支払いを受けられる者は、自転車の所有者である必要はなく、所有者から借用して搭乗している人も支払対象者に含まれる。
- 問40 道路交通法は、過労、病気、薬物その他の理由により正常な運転ができない状態で自動車を運転することを禁止しているが、自転車については運転しないよう努めなければならないとしている。
- 問41 駆動補助機付普通自転車は、道路標識等により普通自転車が通行することができるのとされている歩道であっても、駆動補助機が付いているため通行することはできない。
- 問42 自転車安全整備店は、T S マークを取り扱うことができる自転車店として、公益財団法人日本交通管理技術協会の登録を受けている自転車店で、5年ごとに登録更新を受けなければならない。
- 問43 スポーク張力計（スポークテンションメーター）は、適正な事業所の基準で定める工具には含まれない。
- 問44 自転車は、著しく歩行者の通行を妨げる場合を除き、道路の中央から左の部分に設けられた路側帯を通行することができるが、白の二本線の標示のある路側帯を通行することはできない。
- 問45 普通自転車を点検整備する場合、普通自転車の点検整備基準に示す部品構成表に掲げる部品等で構成されていることを目視により確認し、不足又は破損している場合は、普通自転車の点検整備基準の構造及び性能の基準等に適合する部品を補充する。
- 問46 自転車に荷物を積むときは、視野を妨げるなど運転の支障となったり、片寄って自転車の安定が悪くならないよう、前カゴや荷台に固定するとともに、歩行者などの迷惑にならないように注意する。
- 問47 自転車は、沢山の部品がねじで結合されて組み立てられているので、走行中の細かい振動でこれらのねじが緩むと、各部が正しい位置に保たれなくなったり、ベアリング部が緩んだりするので、各ねじ部の緩みを丁寧に点検し、ねじの緩んだ箇所の増し締めを行い、整備する。

問48 前ホークシステムとハンドルシステムの固定を調べるには、自転車の前から両脚で車輪を挟み、両手でハンドルバーを握って水平方向に左右に回したときに、動かないか確認する。

問49 T S マークの付帯保険の有効期間は、T S マークに記載された点検基準日から1年間である。T S マークには点検基準日及び自転車安全整備店の登録番号を記載しなければならない。

問50 夜間、自転車のライト（前照灯）を点灯して走行するのは、前方の安全を確認するためのものであるから、街灯がある場合は、ライトを点灯して走行しなくてもよい。

## 令和5年度C問題

問題は、問1から問50まであります。各問とも解答は、正しいものには、マークシートの「○」の箇所、誤っているものには、「×」の箇所をHBの黒鉛筆または、シャープペンシルで塗りつぶすこと。

- 問1 自転車安全整備店に自転車安全整備士がいなくなった場合、登録の効力が失われる。
- 問2 自転車が、信号機や道路標識・標示、その他の交通状況によって、徐行したり、停止したりする場合には、静かに前輪のブレーキをかけてスピードを加減するようにする。みだりに急ブレーキをかけると、後から来る車に衝突されたり、スリップして転倒したりする危険があるから注意する。
- 問3 前ホークシステムとハンドルシステムの固定を調べるには、自転車の前から両脚で車輪を挟み、両手でハンドルバーを握って水平方向に左右に回したときに、動かないか確認する。
- 問4 夜間、自転車のライト（前照灯）を点灯して走行するのは、自分の進行方向を照らすためだけではなく、他の人や車両等に自転車が走っていることを知らせるためのものでもある。
- 問5 自転車安全整備店としての登録を受けるには、自転車安全整備士の資格を有する者が勤務していれば、自転車店の店主が自転車安全整備士の資格を有していなくてもよい。
- 問6 自転車に荷物を積むときは、視野を妨げるなど運転の支障となったり、片寄って自転車の安定が悪くならないよう、前カゴや荷台に固定するとともに、歩行者などの迷惑にならないように注意する。
- 問7 自転車に安全に乗るため、自分の体に合った自転車を選ぶよう指導する。自転車の大きさは、ハンドルを握ったとき、上体が少し前に傾く、サドルにまたがったとき、両脚かかどが地面につく、が目安となる。
- 問8 TSマークの更新の場合の付帯保険の開始日については、保険の有効期間満了日の前1か月間の「更新期間」の間に更新すれば、前の保険の満了日の翌日となる。

- 問9 自転車は、沢山の部品がねじで結合されて組み立てられているので、走行中の細かい振動でこれらのねじが緩むと、各部が正しい位置に保たれなくなったり、ベアリング部が緩んだりするので、ねじはより強く締めるほうがよい。
- 問10 普通自転車の警音器(ベル)の性能を点検する場合、10m離れた位置でよく聞こえ、かつ、適切な音質のものであることを確認する。
- 問11 TSマーク付帯保険の支払いの対象となる事故には、業務中の事故は含まれない。
- 問12 駆動補助機付自転車は、発進、加速、定速(定常)、減速、惰行及び停止の各運転態様を組み合わせるとして走行させた場合、各運転態様のつながりが円滑で、時間応答性が速やかでなくてはならない。
- 問13 警察官が手信号や灯火による信号により交通整理を行っている場合、この手信号や灯火による信号が信号機の信号と違っていても、その警察官の信号に従わなければならない。
- 問14 普通自転車の点検整備マニュアルにおけるブレーキの点検項目は、ブレーキの小さな遊び、ブレーキレバーの固すぎ、ブレーキレバーの戻り不良、ブレーキの片利き、片当たり、ブレーキの利きの甘さ、ブレーキブロックの取り付け位置のずれ及び摩耗の6点である。
- 問15 一輪車には、長さ190センチメートル、幅60センチメートルのいずれも超えない場合であってもTSマークを貼付することができない。
- 問16 普通自転車の車体の大きさは、道路交通法令では、長さ190cm、幅60cmを超えないこととされており、また、車体の構造の要件の1つとして歩行者に危害を及ぼすおそれがある突出部がないこととされている。
- 問17 普通自転車の車輪を点検する場合、スポークの張力の緩いものは、締め付ける等して、張力の著しいばらつきがないように調節する。
- 問18 TSマークの付帯保険の有効期間は、TSマークに記載された点検基準日から1年間である。TSマークには点検基準日及び自転車安全整備店の登録番号を記載しなければならない。

- 問19 スポーク張力計（スポークテンションメーター）は、適正な事業所の基準で定める工具に含まれる。
- 問20 普通自転車が歩道を通行できるときでも、歩行者が優先である。歩行者の通行を妨げることとなるときには、一時停止しなければならない。
- 問21 T S マーク付帯保険の支払いを受けられる者は、自転車に搭乗中の所有者に限られるので、所有者から借用して搭乗している人は支払対象者に含まれない。
- 問22 自動車は、交差点又はその付近において緊急自動車が近づいてきたときは、交差点を避けて原則として道路の左側に寄って一時停止しなければならないが、自転車の場合は、徐行すればよい。
- 問23 普通自転車の尾灯の性能については、自転車に備え付けられた場合において、夜間後方100mの距離から、その灯光を容易に確認できることとされている。
- 問24 緑色T S マークに付帯する保険では、被害者に入院15日以上の傷害を負わせた場合、一律に被害者見舞金10万円が支払われる。
- 問25 ワイヤカッター、ニッパ、プライヤは、自転車安全整備店が備え付ける工具であるが、この中でブレーキワイヤを切断する際、最も適している工具は、ワイヤカッターである。
- 問26 普通自転車を点検整備する場合、普通自転車の点検整備基準に示す部品構成表に掲げる部品等で構成されていることを目視により確認し、不足又は破損している場合は、普通自転車の点検整備基準の構造及び性能の基準等に適合する部品を補充する。
- 問27 普通自転車のリヤリフレクタの有効反射部は、その光軸が自転車の進行方向に対し、平行に取り付けられ、上下左右に10°以上の傾きがあってはならず、反射部全面が後方より容易に見えることを確認する。
- 問28 自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律では、「自転車等を利用する者は、自転車等駐車場以外の場所に自転車等を放置してはならない。」として、自転車利用者の責務を定めている。

- 問29 普通自転車のブレーキレバーは、手を用いて容易に操作できる位置にあることが求められる。また、後写鏡を装備する場合は、後方の安全確認が容易にできる位置にあればよい。
- 問30 自動車の運転者は、ぬかるみ又は水たまりを通行するときは、泥土、汚水等を飛散させて他人に迷惑を及ぼすことがないようにしなければならないが、自転車の運転者にはその義務までは課されていない。
- 問31 普通自転車の制動性能は、乾燥した平坦な舗装道路において、走行速度が10 km / h のとき、制動操作を開始した場所から5 m以内の距離で、円滑に停止させる性能を有することとされている。
- 問32 自転車の中には、ブレーキやベルの装置のないものや故障または整備されていないなど、不備があるまま使用されていることがある。安全に運転するためには、整備された自転車に乗ること、そのためには、自転車の手入れや簡単な修理ができるようにしておくことが必要である。
- 問33 道路交通法は、過労、病気、薬物その他の理由により正常な運転ができない状態で自動車を運転することを禁止しているが、自転車については運転しないよう努めなければならないとしている。
- 問34 駆動補助機付自転車は、信号機のある交差点を右折する場合、対面する信号が赤や黄色であっても、右折用の青の矢印が表示されていれば、自動車と同じ方法で右折することができる。
- 問35 自転車安全整備店は、TSマークを取り扱うことができる自転車店として、公益財団法人日本交通管理技術協会の登録を受けている自転車店で、5年ごとに登録更新を受けなければならない。
- 問36 普通自転車のブレーキレバーの位置は、サドルとハンドルを運転者に適応した位置に調節した自転車に通常の乗車姿勢に乗車した運転者の頭頂部より下方にする。
- 問37 自転車は、著しく歩行者の通行を妨げる場合を除き、道路の中央から左の部分に設けられた路側帯を通行することができるが、白の二本線の標示のある路側帯を通行することはできない。
- 問38 自転車安全整備店は、TSマークを貼付した際は、TSマーク付帯保険加入書（お客様用）をTSマーク保険加入者に交付するとともに、同加入書（店舗用）を交付の日から3年間保管しなければならない。

- 問39 駆動補助機付自転車の点検整備基準においては、電動機以外の原動機を備えていてもよいとされている。
- 問40 駆動補助機付自転車の電源スイッチ、人力及び車速の測定手段、原動機及びその制御手段並びにそれらを結ぶ配線類は、外部から容易に部品交換ができ、修理ができる構造でなければならない。
- 問41 自転車安全整備士は、自転車の点検整備と安全利用の指導について専門的な知識と技能を持っていなければならない。
- 問42 普通自転車は、フレーム、サドル、リムなどの車体・車輪部の部品、ギヤクランク、チェーンなどの駆動・制動部の部品、ハンドル、ブレーキなどの操縦部の部品、反射器材、警音器などの安全付属部の部品又はこれらと同等の機能を有するものによって構成されている。
- 問43 駆動補助機付普通自転車は、道路標識等により普通自転車が通行することができるのとされている歩道であっても、駆動補助機が付いているため通行することはできない。
- 問44 普通自転車の部品の取付けを点検する場合、自転車の各部、特に、フレーム体、前ホーク、リムなどに著しいへこみや変形等のないことを目視で確認する。
- 問45 TSマークに付帯する傷害保険では、TSマークが貼付されている自転車に搭乗中の人が、事故によって事故の日から1年以内に死亡又は重度後遺障害（自動車賠償責任保険の後遺障害等級の第1級から第4級までをいう。）を被った場合、一律に緑色TSマークは50万円、赤色TSマークは100万円、青色TSマークは30万円が支払われる。
- 問46 児童又は幼児を保護する責任のある者は、児童又は幼児が自転車を運転するときは、当該児童又は幼児に乗車用ヘルメットを必ずかぶらせなければならない。
- 問47 TSマーク付帯保険の支払いの対象となる事故は、道路上で起きた交通事故だけに限られず、スーパーの駐車場や通常自転車が通行することのできる公園も含まれる。
- 問48 普通自転車の部品の取付けを点検する場合、チェーンは、ギヤクランクを正・逆方向に回転させて確認し、必要な場合は整備する。

問49 自転車は、「一時停止」の標識のあるところでは、一時停止をして、安全を確かめなければならない。

問50 道路交通法に定める自転車運転者講習の対象となる危険行為には「信号無視」「ブレーキ不良自転車運転」「酒酔い運転」などがあるが、「通行区分違反」もその対象である。

## 令和5年度D問題

問題は、問1から問50まであります。各問とも解答は、正しいものには、マークシートの「○」の箇所、誤っているものには、「×」の箇所をHBの黒鉛筆または、シャープペンシルで塗りつぶすこと。

- 問1 一輪車には、長さ190センチメートル、幅60センチメートルのいずれも超えない場合にはTSマークを貼付することができる。
- 問2 普通自転車のリヤリフレクタの有効反射部は、その光軸が自転車の進行方向に対し、平行に取り付けられ、上下左右に10°以上の傾きがあってはならず、反射部全面が後方より容易に見えることを確認する。
- 問3 TSマーク付帯保険の支払いの対象となる事故は、道路上で起きた交通事故に限られ、スーパーの駐車場や通常自転車が通行することができる公園は含まれない。
- 問4 自転車は、沢山の部品がねじで結合されて組み立てられているので、走行中の細かい振動でこれらのねじが緩むと、各部が正しい位置に保たれなくなったり、ベアリング部が緩んだりするので、ねじはより強く締めるほうがよい。
- 問5 普通自転車の運転者が13歳未満の子供又は70歳以上のお年寄りの場合に限り、自転車歩道通行可の標識や標示のない歩道でも、普通自転車に乗車したまま通行することができる。
- 問6 TSマーク付帯保険の支払いの対象となる事故には、業務中の事故は含まれない。
- 問7 駆動補助機付普通自転車は、道路標識等により普通自転車が通行することができるのとされている歩道であっても、駆動補助機が付いているため通行することはできない。
- 問8 スポーク張力計（スポークテンションメーター）は、適正な事業所の基準で定める工具には含まれない。
- 問9 自動車の運転者は、ぬかるみ又は水たまりを通行するときは、泥土、汚水等を飛散させて他人に迷惑を及ぼすことがないようにしなければならないが、自転車の運転者も同じである。

- 問10 TSマーク付帯保険の有効期間は、TSマークに記載された点検基準日から1年間である。TSマークには、点検基準日及び自転車安全整備士の登録番号を記載しなければならない。
- 問11 駆動補助機付自転車は、発進、加速、定速（定常）、減速、惰行及び停止の各運転態様を組み合わせることで走行させた場合、各運転態様のつながりが円滑であれば、時間応答性は速やかでなくてもよい。
- 問12 自転車活用推進法は、国民に広く自転車の活用の推進と理解を深めるため、自転車の日を5月4日、自転車月間を5月1日から同月31日までと定めている。
- 問13 普通自転車のブレーキレバーの位置は、サドルとハンドルを運転者に適応した位置に調節した自転車に通常の乗車姿勢に乗車した運転者の肩より下方にする。
- 問14 普通自転車の尾灯の性能については、自転車に備え付けられた場合において、夜間後方100mの距離から、その灯光を容易に確認できることとされている。
- 問15 自転車安全整備店に自転車安全整備士がいなくなった場合、登録の効力が失われる。
- 問16 普通自転車の部品の取付けを点検する場合、チェーンは、ギヤクランクを正方向に回転させて確認し、必要な場合は整備する。
- 問17 夜間、自転車のライト（前照灯）を点灯して走行するのは、前方の安全を確認するためのものであるから、街灯がある場合は、ライトを点灯して走行しなくてもよい。
- 問18 ワイヤカッター、ニッパ、プライヤは、自転車安全整備店が備え付ける工具であるが、この中でブレーキワイヤを切断する際、最も適している工具は、ワイヤカッターである。
- 問19 自転車の中には、ブレーキやベルの装置のないものや故障または整備されていないなど、不備があるまま使用されていることがある。安全に運転するためには、整備された自転車に乗ること、そのためには、自転車の手入れや簡単な修理ができるようにしておくことが必要である。

- 問20 自転車安全整備店は、TSマークを貼付した際は、TSマーク付帯保険加入書（お客様用）をTSマーク保険加入者に交付するとともに、同加入書（店舗用）を交付の日から1年間保管しなければならない。
- 問21 児童又は幼児を保護する責任のある者は、児童又は幼児が自転車を運転するときは、当該児童又は幼児に乗車用ヘルメットをかぶらせるよう努めなければならない。
- 問22 普通自転車の警音器（ベル）の性能を点検する場合、10m離れた位置でよく聞こえ、かつ、適切な音質のものであることを確認する。
- 問23 TSマークの更新の場合の付帯保険の開始日については、保険の有効期間満了日の前1か月間の「更新期間」の間に更新すれば、前の保険の満了日の翌日となる。
- 問24 普通自転車の点検整備マニュアルにおけるブレーキの点検項目は、ブレーキの大きな遊び、ブレーキレバーの固すぎ、ブレーキレバーの戻り不良、ブレーキの片利き、片当たり、ブレーキの利きすぎ、ブレーキブロックの取り付け位置のずれ及び摩耗の6点である。
- 問25 自転車に荷物を積むときは、視野を妨げるなど運転の支障となったり、片寄って自転車の安定が悪くならないよう、前カゴや荷台に固定するとともに、歩行者などの迷惑にならないように注意する。
- 問26 普通自転車が歩道を通行できるときでも、歩行者が優先である。歩行者の通行を妨げることとなるときには、徐行しなければならない。
- 問27 自転車安全整備店は、TSマークを取り扱うことができる自転車店として、公益財団法人日本交通管理技術協会の登録を受けている自転車店で、5年ごとに登録更新を受けなければならない。
- 問28 道路交通法に定める自転車運転者講習の対象となる危険行為には「信号無視」「ブレーキ不良自転車運転」「酒酔い運転」などがあるが、「通行区分違反」はその対象ではない。
- 問29 普通自転車は、フレーム、サドル、リムなどの車体・車輪部の部品、ギヤクランク、チェーンなどの駆動・制動部の部品、ハンドル、ブレーキなどの操縦部の部品、反射器材、警音器などの安全付属部の部品又はこれらと同等の機能を有するものによって構成されている。

問30 TSマーク付帯保険の支払いを受けられる者は、自転車に搭乗中の所有者に限られるので、所有者から借用して搭乗している人は支払対象者に含まれない。

問31 前ホークシステムとハンドルシステムの固定を調べるには、自転車の前から両脚で車輪を挟み、両手でハンドルバーを握って水平方向に左右に回したときに、動かないか確認する。

問32 道路交通法は、過労、病気、薬物その他の理由により正常な運転ができない状態で自動車を運転することを禁止している。自転車の場合も、自動車と同じように過労、病気、薬物その他の理由により正常な運転ができない状態で運転することを禁止している。

問33 自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律では、「自転車等を利用する者は、自転車等駐車場以外の場所に自転車等を放置してはならない。」として、自転車利用者の責務を定めている。

問34 自転車が、信号機や道路標識・標示、その他の交通状況によって、徐行したり、停止したりする場合には、静かに前輪のブレーキをかけてスピードを加減するようにする。みだりに急ブレーキをかけると、後から来る車に衝突されたり、スリップして転倒したりする危険があるから注意する。

問35 普通自転車のブレーキレバーは、手を用いて容易に操作できる位置にあることが求められる。また、後写鏡を装備する場合は、運転操作を妨げず、かつ、歩行者等に危害を及ぼさないよう装備されていることが求められる。

問36 自転車は、信号機のある交差点を右折する場合、対面する信号が赤で、右折用の青の矢印が表示されていても、自動車と同じ方法で右折することはできない。

問37 普通自転車の車輪を点検する場合、スポークの張力の緩いものは、締め付ける等して、張力の著しいばらつきがないように調節する。

問38 駆動補助機付自転車の点検整備基準においては、電動機以外の原動機を備えていてもよいとされている。

- 問39 自転車安全整備店としての登録を受けるには、自転車安全整備士の資格を有する者が勤務していれば、自転車店の店主が自転車安全整備士の資格を有していなくてもよい。
- 問40 スポークの張力を手で確認する場合には、車輪の両側について、リムの内周を概ね2等分にする2箇所ぐらいつつのスポークを指先で握り、それぞれの張力を点検し、緩いものや著しいばらつきがないか確認する。必要に応じてスポーク張力計を用いて測定する。
- 問41 自転車は、著しく歩行者の通行を妨げる場合を除き、道路の中央から左の部分に設けられた路側帯を通行することができるが、白の二本線の標示のある路側帯を通行することはできない。
- 問42 普通自転車を点検整備する場合、普通自転車の点検整備基準に示す部品構成表に掲げる部品等で構成されていることを目視により確認し、不足又は破損している場合は、普通自転車の点検整備基準の構造及び性能の基準等に適合する部品を補充する。
- 問43 駆動補助機付自転車の電源スイッチ、人力及び車速の測定手段、原動機及びその制御手段並びにそれらを結ぶ配線類は、外部から容易に改造のできない構造でなければならない。
- 問44 自転車安全整備士は、自転車の安全利用の指導について、専門的な知識と技能を持つ必要はない。
- 問45 普通自転車の制動性能は、乾燥した平坦な舗装道路において、走行速度が10 km/h のとき、制動操作を開始した場所から3 m以内の距離で、円滑に停止させる性能を有することとされている。
- 問46 普通自転車の車体の大きさは、道路交通法令では、長さ190 cm、幅65 cmを超えないこととされており、また、車体の構造の要件の1つとして歩行者に危害を及ぼすおそれがある突出部がないこととされている。
- 問47 警察官が手信号や灯火による信号により交通整理を行っている場合、この手信号や灯火による信号が信号機の信号と違っていても、その警察官の信号に従わなければならない。
- 問48 自転車は、「一時停止」の標識のあるところであっても、自動車と異なり、安全を確かめれば一時停止をしなくてもよい。

問49 自転車は、交差点又はその付近において緊急自動車が近づいてきたときは、交差点を避けて道路の左側に寄って一時停止しなければならない。しかし、一方通行の道路で左側に寄ると、かえって緊急自動車の通行を妨げる場合は、右側に寄る。

問50 TSマークに付帯する傷害保険では、TSマークが貼付されている自転車に搭乗中の人、事故によって事故の日から180日以内に死亡又は重度後遺障害（自動車賠償責任保険の後遺障害等級の第1級から第4級までをいう。）を被った場合、一律に緑色TSマークは50万円、赤色TSマークは100万円、青色TSマークは30万円が支払われる。

## 令和5年度E問題

問題は、問1から問50まであります。各問とも解答は、正しいものには、マークシートの「○」の箇所、誤っているものには、「×」の箇所をHBの黒鉛筆または、シャープペンシルで塗りつぶすこと。

- 問1 TSマーク付帯保険の有効期間は、TSマークに記載された点検基準日から1年間である。TSマークには、点検基準日及び自転車安全整備士の登録番号を記載しなければならない。
- 問2 普通自転車の車体の大きさは、道路交通法令では、長さ190cm、幅65cmを超えないこととされており、また、車体の構造の要件の1つとして歩行者に危害を及ぼすおそれがある突出部がないこととされている。
- 問3 普通自転車が歩道を通行できるときでも、歩行者が優先である。歩行者の通行を妨げることとなるときには、一時停止しなければならない。
- 問4 警察官が手信号や灯火による信号により交通整理を行っている場合、この手信号や灯火による信号が信号機の信号と違っていても、その警察官の信号に従わなければならない。
- 問5 タイヤのサイドウォールに「700×32C」とあるタイヤはHEタイヤで仏式サイズ表示である。
- 問6 TSマーク付帯保険の支払いの対象となる事故には、業務中の事故は含まれない。
- 問7 前ホークシステムとハンドルシステムの固定を調べるには、自転車の前から両脚で車輪を挟み、両手でハンドルバーを握って水平方向に左右に回したときに、動かないか確認する。
- 問8 普通自転車の点検整備マニュアルにおけるブレーキの点検項目は、ブレーキの大きな遊び、ブレーキレバーの固すぎ、ブレーキレバーの戻り不良、ブレーキの片利き、片当たり、ブレーキの利きすぎ、ブレーキブロックの取り付け位置のずれ及び摩耗の6点である。
- 問9 TSマーク付帯保険の支払いを受けられる者は、自転車の所有者である必要はなく、所有者から借用して搭乗している人も支払対象者に含まれる。

- 問10 ワイヤカッタ、ニッパ、プライヤは、自転車安全整備店が備え付ける工具であるが、この中でブレーキワイヤを切断する際、最も適している工具は、ワイヤカッタである。
- 問11 夜間、自転車のライト（前照灯）を点灯して走行するのは、自分の進行方向を照らすためだけではなく、他の人や車両等に自転車が走っていることを知らせるためのものでもある。
- 問12 一輪車には、長さ190センチメートル、幅60センチメートルのいずれも超えない場合にはTSマークを貼付することができる。
- 問13 普通自転車の尾灯の性能については、自転車に備え付けられた場合において、夜間後方100mの距離から、その灯光を容易に確認できることとされている。
- 問14 自転車が、信号機や道路標識・標示、その他の交通状況によって、徐行したり、停止したりする場合には、静かに前輪のブレーキをかけてスピードを加減するようにする。みだりに急ブレーキをかけると、後から来る車に衝突されたり、スリップして転倒したりする危険があるから注意する。
- 問15 普通自転車のブレーキレバーの位置は、サドルとハンドルを運転者に適応した位置に調節した自転車に通常の乗車姿勢に乗車した運転者の頭頂部より下方にする。
- 問16 自転車安全整備店としての登録を受けるには、自転車安全整備士の資格を有する者が勤務していれば、自転車店の店主が自転車安全整備士の資格を有していなくてもよい。
- 問17 駆動補助機付自転車は、発進、加速、定速（定常）、減速、惰行及び停止の各運転態様を組み合わせる場合、各運転態様のつながりが円滑で、時間応答性が速やかでなくてはならない。
- 問18 道路交通法に定める自転車運転者講習の対象となる危険行為には「信号無視」「ブレーキ不良自転車運転」「酒酔い運転」などがあるが、「通行区分違反」もその対象である。
- 問19 自転車に荷物を積むときは、視野を妨げるなど運転の支障となったり、片寄って自転車の安定が悪くならないよう、前カゴや荷台に固定するとともに、歩行者などの迷惑にならないように注意する。

- 問20 防犯登録は、自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律により、努力義務化されている。
- 問21 自転車安全整備店は、TSマークを取り扱うことができる自転車店として、公益財団法人日本交通管理技術協会の登録を受けている自転車店で、5年ごとに登録更新を受けなければならない。
- 問22 普通自転車の制動性能は、乾燥した平坦な舗装道路において、走行速度が10km/hのとき、制動操作を開始した場所から3m以内の距離で、円滑に停止させる性能を有することとされている。
- 問23 普通自転車は、フレーム、サドル、リムなどの車体・車輪部の部品、ギヤクランク、チェーンなどの駆動・制動部の部品、ハンドル、ブレーキなどの操縦部の部品、反射器材、警音器などの安全付属部の部品又はこれらと同等の機能を有するものによって構成されている。
- 問24 児童又は幼児を保護する責任のある者は、児童又は幼児が自転車を運転するときは、当該児童又は幼児に乗車用ヘルメットを必ずかぶらせなければならない。
- 問25 自動車は、交差点又はその付近において緊急自動車が近づいてきたときは、交差点を避けて原則として道路の左側に寄って一時停止しなければならないが、自転車の場合は、徐行すればよい。
- 問26 駆動補助機付普通自転車は、道路標識等により普通自転車が通行することができるのとされている歩道であっても、駆動補助機が付いているため通行することはできない。
- 問27 自転車は、「一時停止」の標識のあるところであっても、自動車と異なり、安全を確かめれば一時停止をしなくてもよい。
- 問28 TSマークに付帯する傷害保険では、TSマークが貼付されている自転車に搭乗中の人が、事故によって事故の日から180日以内に死亡又は重度後遺障害（自動車賠償責任保険の後遺障害等級の第1級から第4級までをいう。）を被った場合、一律に緑色TSマークは50万円、赤色TSマークは100万円、青色TSマークは30万円が支払われる。
- 問29 普通自転車の警音器(ベル)の性能を点検する場合、10m離れた位置でよく聞こえ、かつ、適切な音質のものであることを確認する。

- 問30 自転車は、沢山の部品がねじで結合されて組み立てられているので、走行中の細かい振動でこれらのねじが緩むと、各部が正しい位置に保たれなくなったり、ベアリング部が緩んだりするので、ねじはより強く締めるほうがよい。
- 問31 自転車は、信号機のある交差点を右折する場合、対面する信号が赤や黄色であっても、右折用の青の矢印が表示されていれば、自動車と同じ方法で右折することができる。
- 問32 スポーク張力計（スポークテンションメーター）は、適正な事業所の基準で定める工具に含まれる。
- 問33 自転車安全整備士は、自転車の安全利用の指導について、専門的な知識と技能を持つ必要はない。
- 問34 駆動補助機付自転車の点検整備基準においては、電動機以外の原動機を備えていないこととされている。
- 問35 TSマークの更新の場合の付帯保険の開始日については、保険の有効期間満了日の前か月間の「更新期間」の間に更新すれば、前の保険の満了日の翌日となる。
- 問36 普通自転車の部品の取付けを点検する場合、チェーンは、ギヤクランクを逆方向に回転させて確認し、必要な場合は整備する。
- 問37 自転車は、著しく歩行者の通行を妨げる場合を除き、道路の中央から左の部分に設けられた路側帯を通行することができるが、白の二本線の標示のある路側帯を通行することはできない。
- 問38 駆動補助機付自転車の電源スイッチ、電池、人力及び車速の測定手段、原動機及びその制御手段並びにそれらを結ぶ配線類は、外部から容易に部品交換ができない構造でなければならない。
- 問39 自動車の運転者は、ぬかるみ又は水たまりを通行するときは、泥土、汚水等を飛散させて他人に迷惑を及ぼすことがないようにしなければならないが、自転車の運転者にはその義務までは課されていない。

- 問40 TSマーク付帯保険の支払いの対象となる事故は、道路上で起きた交通事故に限られ、スーパーの駐車場や通常自転車が通行することができる公園は含まれない。
- 問41 普通自転車を点検整備する場合、普通自転車の点検整備基準に示す部品構成表に掲げる部品等で構成されていることを目視により確認し、不足又は破損している場合は、普通自転車の点検整備基準の構造及び性能の基準等に適合する部品を補充する。
- 問42 自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律では、「自転車等を利用する者は、自転車等駐車場以外の場所に自転車等を放置してはならない。」として、自転車利用者の責務を定めている。
- 問43 普通自転車のブレーキレバーは、手を用いて容易に操作できる位置にあることが求められる。また、後写鏡を装備する場合は、運転操作を妨げず、かつ、歩行者等に危害を及ぼさないよう装備されていることが求められる。
- 問44 TSマーク付帯保険の賠償責任補償は、同居の親族・同乗者に対する賠償事故及び対物損害も対象としている。
- 問45 自転車安全整備店は、TSマークを貼付した際は、TSマーク付帯保険加入書（お客様用）をTSマーク保険加入者に交付するとともに、同加入書（店舗用）を交付の日から3年間保管しなければならない。
- 問46 普通自転車の車輪を点検する場合、スポークの張力の緩いものは、締め付ける等して、張力の著しいばらつきがないように調節する。
- 問47 自転車の中には、ブレーキやベルの装置のないものや故障または整備されていないなど、不備があるまま使用されていることがある。安全に運転するためには、整備された自転車に乗ること、そのためには、自転車の手入れや簡単な修理ができるようにしておくことが必要である。
- 問48 自転車安全整備店に自転車安全整備士がいなくなった場合、登録の効力が失われる。
- 問49 普通自転車のリヤリフレクタの有効反射部は、その光軸が自転車の進行方向に対し、平行に取り付けられ、上下左右に5°以上の傾きがあってはならず、反射部全面が後方より容易に見えることを確認する。

問50 道路交通法は、過労、病気、薬物その他の理由により正常な運転ができない状態で自動車を運転することを禁止している。自転車の場合も、自動車と同じように過労、病気、薬物その他の理由により正常な運転ができない状態で運転することを禁止している。

## 令和5年度F問題

問題は、問1から問50まであります。各問とも解答は、正しいものには、マークシートの「○」の箇所、誤っているものには、「×」の箇所をHBの黒鉛筆または、シャープペンシルで塗りつぶすこと。

- 問1 TSマークに付帯する傷害保険では、TSマークが貼付されている自転車に搭乗中の人、事故によって事故の日から180日以内に死亡又は重度後遺障害（自動車賠償責任保険の後遺障害等級の第1級から第7級までをいう。）を被った場合、一律に緑色TSマークは50万円、赤色TSマークは100万円、青色TSマークは30万円が支払われる。
- 問2 普通自転車の車輪を点検する場合、スポークの張力の緩いものは、締め付ける等して、張力の著しいばらつきがないように調節する。
- 問3 夜間、自転車のライト（前照灯）を点灯して走行するのは、前方の安全を確認するためのものであるから、街灯がある場合は、ライトを点灯して走行しなくてもよい。
- 問4 普通自転車の警音器（ベル）の性能を点検する場合、10m離れた位置でよく聞こえ、かつ、適切な音質のものであることを確認する。
- 問5 自転車の中には、ブレーキやベルの装置のないものや故障または整備されていないなど、不備があるまま使用されていることがある。安全に運転するためには、整備された自転車に乗ること、そのためには、自転車の手入れや簡単な修理ができるようにしておくことが必要である。
- 問6 自転車は、沢山の部品がねじで結合されて組み立てられているので、走行中の細かい振動でこれらのねじが緩むと、各部が正しい位置に保たれなくなったり、ベアリング部が緩んだりするので、各ねじ部の緩みを丁寧に点検し、ねじの緩んだ箇所の増し締めを行い、整備する。
- 問7 普通自転車の車体の大きさは、道路交通法令では、長さ200cm、幅60cmを超えないこととされており、また、車体の構造の要件の1つとして歩行者に危害を及ぼすおそれがある突出部がないこととされている。
- 問8 自転車は、著しく歩行者の通行を妨げる場合を除き、道路の中央から左の部分に設けられた路側帯を通行することができるが、白の二本線の標示のある路側帯を通行することはできない。

- 問9 自転車は、交差点又はその付近において緊急自動車が近づいてきたときは、交差点を避けて道路の左側に寄って一時停止しなければならない。しかし、一方通行の道路で左側に寄ると、かえって緊急自動車の通行を妨げる場合は、右側に寄る。
- 問10 駆動補助機付普通自転車は、道路標識等により普通自転車が通行することができるかとされている歩道であっても、駆動補助機が付いているため通行することはできない。
- 問11 自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律では、「自転車等を利用する者は、自転車等駐車場以外の場所に自転車等を放置してはならない。」として、自転車利用者の責務を定めている。
- 問12 自転車は、信号機のある交差点を右折する場合、対面する信号が赤で、右折用の青の矢印が表示されていても、自動車と同じ方法で右折することはできない。
- 問13 普通自転車の尾灯の性能については、自転車に備え付けられた場合において、夜間後方100mの距離から、その灯光を容易に確認できることとされている。
- 問14 駆動補助機付自転車の電源スイッチ、人力及び車速の測定手段、原動機及びその制御手段並びにそれらを結ぶ配線類は、外部から容易に改造のできない構造でなければならない。
- 問15 道路交通法に定める自転車運転者講習の対象となる危険行為には「信号無視」「ブレーキ不良自転車運転」「酒酔い運転」などがあるが、「通行区分違反」はその対象ではない。
- 問16 自転車に荷物を積むときは、視野を妨げるなど運転の支障となったり、片寄って自転車の安定が悪くならないよう、前カゴや荷台に固定するとともに、歩行者などの迷惑にならないように注意する。
- 問17 自転車安全整備店は、TSマークを貼付した際は、TSマーク付帯保険加入書（お客様用）をTSマーク保険加入者に交付するとともに、同加入書（店舗用）を交付の日から1年間保管しなければならない。
- 問18 普通自転車のリヤリフレクタの有効反射部は、その光軸が自転車の進行方向に対し、平行に取り付けられ、上下左右に10°以上の傾きがあってはならず、反射部全面が後方より容易に見えることを確認する。

- 問19 普通自転車の点検整備マニュアルにおけるブレーキの点検項目は、ブレーキの大きな遊び、ブレーキレバーの固すぎ、ブレーキレバーの戻り不良、ブレーキの片利き、片当たり、ブレーキの利きの甘さ、ブレーキブロックの取り付け位置のずれ及び摩耗の6点である。
- 問20 自転車に乗車して信号機のない交差点を右に曲がる時は、後方の安全を確かめ、交差点の中心を通るなど最短距離で交差点の向こう側まで進むようにする。
- 問21 普通自転車のブレーキレバーは、手を用いて容易に操作できる位置にあることが求められる。また、後写鏡を装備する場合は、後方の安全確認が容易にできる位置にあればよい。
- 問22 T S マーク付帯保険の支払いを受けられる者は、自転車の所有者である必要はなく、所有者から借用して搭乗している人も支払対象者に含まれる。
- 問23 駆動補助機付自転車は、発進、加速、定速（定常）、減速、惰行及び停止の各運転態様を組み合わせる走りさせた場合、各運転態様のつながりが円滑であれば、時間応答性は速やかでなくてもよい。
- 問24 自転車安全整備店は、T S マークを取り扱うことができる自転車店として、公益財団法人日本交通管理技術協会の登録を受けている自転車店で、5年ごとに登録更新を受けなければならない。
- 問25 普通自転車を点検整備する場合、普通自転車の点検整備基準に示す部品構成表に掲げる部品等で構成されていることを目視により確認し、不足又は破損している場合は、普通自転車の点検整備基準の構造及び性能の基準等に適合する部品を補充する。
- 問26 道路交通法は、過労、病気、薬物その他の理由により正常な運転ができない状態で自動車を運転することを禁止しているが、自転車については運転しないよう努めなければならないとしている。
- 問27 普通自転車のブレーキレバーの位置は、サドルとハンドルを運転者に適応した位置に調節した自転車に通常の乗車姿勢に乗車した運転者の肩より下方にする。
- 問28 一輪車には、長さ190センチメートル、幅60センチメートルのいずれも超えない場合であってもT S マークを貼付することができない。

- 問29 普通自転車の部品の取付けを点検する場合、チェーンは、ギヤクランクを正・逆方向に回転させて確認し、必要な場合は整備する。
- 問30 駆動補助機付自転車のペダルに踏力が加わっていないときは、補助力が作動しないことが求められている。
- 問31 普通自転車は、道路標識等により普通自転車が通行できることができるとされている歩道を通行することができる。この場合、歩行者の通行を妨げることとなるときは、ベルを鳴らして歩行者に注意を喚起し、徐行しなければならない。
- 問32 自転車安全整備店としての登録を受けるには、自転車安全整備士の資格を有する者が勤務していれば、自転車店の店主が自転車安全整備士の資格を有していなくてもよい。
- 問33 T Sマーク付帯保険の支払いの対象となる事故は、道路上で起きた交通事故だけに限られず、スーパーの駐車場や通常自転車が通行することのできる公園も含まれる。
- 問34 自動車の運転者は、ぬかるみ又は水たまりを通行するときは、泥土、汚水等を飛散させて他人に迷惑を及ぼすことがないようにしなければならないが、自転車の運転者も同じである。
- 問35 T Sマーク付帯保険の支払いの対象となる事故には、業務中の事故は含まれない。
- 問36 前ホークシステムとハンドルシステムの固定を調べるには、自転車の前から両脚で車輪を挟み、両手でハンドルバーを握って水平方向に左右に回したときに、動かないか確認する。
- 問37 自転車が、信号機や道路標識・標示、その他の交通状況によって、徐行したり、停止したりする場合には、静かに前輪のブレーキをかけてスピードを加減するようにする。みだりに急ブレーキをかけると、後から来る車に衝突されたり、スリップして転倒したりする危険があるから注意する。
- 問38 自転車は、「一時停止」の標識のあるところでは、一時停止をして、安全を確かめなければならない。

- 問39 警察官が手信号や灯火による信号により交通整理を行っている場合、この手信号や灯火による信号が信号機の信号と違っていても、その警察官の信号に従わなければならない。
- 問40 TSマークの付帯保険の有効期間は、TSマークに記載された点検基準日から1年間である。TSマークには点検基準日及び自転車安全整備店の登録番号を記載しなければならない。
- 問41 普通自転車は、フレーム、サドル、リムなどの車体・車輪部の部品、ギヤクランク、チェーンなどの駆動・制動部の部品、ハンドル、ブレーキなどの操縦部の部品、反射器材、警音器などの安全付属部の部品又はこれらと同等の機能を有するものによって構成されている。
- 問42 駆動補助機付自転車の点検整備基準においては、電動機以外の原動機を備えていてもよいとされている。
- 問43 TSマークの更新の場合の付帯保険の開始日については、保険の有効期間満了日の前1か月間の「更新期間」の間に更新すれば、前の保険の満了日の翌日となる。
- 問44 防犯登録は法律で登録することが義務付けられているが、防犯登録がなされていない普通自転車にも、防犯登録とは制度が異なることから、TSマークを貼付することはできる。
- 問45 ワイヤカッター、ニッパ、プライヤは、自転車安全整備店が備え付ける工具であるが、この中でブレーキワイヤを切断する際、最も適している工具は、ワイヤカッターである。
- 問46 自転車安全整備店に自転車安全整備士がいなくなった場合、登録の効力が失われる。
- 問47 児童又は幼児を保護する責任のある者は、児童又は幼児が自転車を運転するときは、当該児童又は幼児に乗車用ヘルメットをかぶらせるよう努めなければならない。
- 問48 スポーク張力計（スポークテンションメーター）は、適正な事業所の基準で定める工具には含まれない。

問49 自転車安全整備士は、自転車の点検整備と安全利用の指導について専門的な知識と技能を持っていなければならない。

問50 普通自転車の制動性能は、乾燥した平坦な舗装道路において、走行速度が15 km/h のとき制動操作を開始した場所から5 m以内の距離で、円滑に停止させる性能を有することとされている。

令和5年度 学科試験問題解答

番号	A	B	C	D	番号	A	B	C	D
1	○	×	○	×	26	○	○	○	×
2	○	○	×	×	27	×	×	×	×
3	×	×	○	×	28	○	×	×	×
4	×	○	○	×	29	×	×	×	×
5	○	×	○	×	30	○	○	×	×
6	○	○	○	×	31	○	○	×	○
7	×	○	×	×	32	○	○	○	○
8	×	○	○	×	33	○	○	×	×
9	×	×	×	○	34	×	○	×	×
10	×	×	×	○	35	×	○	×	○
11	×	○	×	×	36	○	×	×	○
12	○	○	○	×	37	○	○	○	○
13	○	×	○	○	38	×	○	○	×
14	×	○	×	○	39	×	○	×	○
15	×	○	○	○	40	○	×	×	×
16	×	○	○	×	41	○	×	○	○
17	×	×	○	×	42	×	×	×	○
18	×	×	×	○	43	○	×	×	○
19	○	×	○	○	44	○	○	○	×
20	○	×	○	×	45	×	○	×	○
21	×	○	×	○	46	○	○	×	×
22	○	○	×	×	47	×	○	○	○
23	○	○	○	○	48	○	○	○	×
24	×	×	×	×	49	×	×	○	○
25	○	×	○	○	50	○	×	○	○

令和5年度 学科試験問題解答

番号	E	F			番号	E	F		
1	○	×			26	×	×		
2	×	○			27	×	○		
3	○	×			28	○	○		
4	○	×			29	×	○		
5	×	○			30	×	○		
6	×	○			31	×	×		
7	○	×			32	○	○		
8	×	○			33	×	○		
9	○	○			34	○	○		
10	○	×			35	○	×		
11	○	×			36	×	○		
12	×	○			37	○	×		
13	○	○			38	×	○		
14	×	○			39	×	○		
15	×	×			40	×	×		
16	○	○			41	○	×		
17	○	×			42	×	×		
18	○	×			43	○	○		
19	○	○			44	×	○		
20	×	×			45	○	○		
21	×	×			46	○	○		
22	○	○			47	○	○		
23	×	×			48	○	×		
24	×	×			49	○	○		
25	×	○			50	○	×		